

日刊 (日曜日、土曜日、休日休刊)

# 東京都公報

発行  
東京都

## 目次

### 告示

- 市街地再開発組合の定款及び事業計画の変更認可  
……(都市整備局市街地整備部再開発課)……一
- 東京都環境影響評価条例による環境影響評価書案等  
……(環境局総務部環境政策課)……一
- 救急医療機関の認定及び協力申出の撤回  
……(保健医療局医療政策部救急災害医療課)……五
- 肥料の登録  
……(産業労働局農林水産部畜保健衛生所)……七
- 都道の区域変更  
……(建設局道路管理部路政課)……八
- 告示 (文)
- 昭和四十年交通局告示第十四号 (東京都交通事業の料金徴収事務の委任) の一部改正  
……九
- 都市計画の案 (四件)  
……(都市整備局都市基盤部交通企画課・街路計画課)……九

### 告示

#### ●東京都告示第千二百五十一号

都市再開発法 (昭和四十四年法律第三十八号) 第二十八

条第一項の規定に基づき道玄坂二丁目南地区市街地再開発組合の定款及び事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第十九条第一項の規定により、次のように告示する。

令和五年十二月十四日

東京都知事 小池 百合子

#### 一 組合の名称

道玄坂二丁目南地区市街地再開発組合

#### 二 事業施行期間

令和四年一月十九日から令和十年一月三十一日まで

#### 三 施行地区

渋谷区道玄坂二丁目地内

#### 四 事務所の所在地及び設立認可の年月日

渋谷区円山町二十番一号

令和四年一月十九日

#### 五 定款及び事業計画の変更の認可の年月日

令和五年十二月十四日

#### ●東京都告示第千二百五十二号

東京都環境影響評価条例 (昭和五十五年東京都条例第九十六号。以下「条例」という。) 第四十八条の規定に基づき、多摩都市モノレール (上北台く箱根ヶ崎) 建設事業について、環境影響評価書案 (以下「評価書案」という。) 及びその概要の提出があり、条例第四十九条第一項の規定に基づき、事業段階関係地域を定めたので、条例第五十二条の規定により、次のとおり告示する。

令和五年十二月十四日

東京都知事 小池 百合子

#### 一 事業段階関係地域の範囲

東大和 立野二丁目、芋窪五丁目、芋窪六丁目及び上北台一丁目の区域

武蔵村 緑が丘、学園一丁目、学園二丁目、学園三丁目、榎三丁目、三ツ藤一丁目、三ツ藤二丁目、三ツ藤三丁目、中原一丁目、中原二丁目、中原三丁目、神明一丁目、神明三丁目、神明四丁目、中央一丁目、中央二丁目、本町一丁目、本町二丁目、三ツ木一丁目、三ツ木二丁目及び岸一丁目の区域

瑞穂町 大字殿ヶ谷、大字石畑、大字武蔵、大字箱根ヶ崎、箱根ヶ崎東松原、箱根ヶ崎西松原及び南平一丁目の区域

事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

(一) 事業者

東京都 東京都

東京都知事 小池 百合子

新宿区西新宿二丁目八番一号

多摩都市モノレール株式会社

代表取締役社長 奥山 宏二

立川市泉町千七十八番地九十二

(二) 環境影響評価の実施者 (都市計画を定める者)

東京都 東京都

東京都知事 小池 百合子

新宿区西新宿二丁目八番一号

対象事業の名称及び種類

多摩都市モノレール (上北台く箱根ヶ崎) 建設事業

モノレールの建設

対象事業の内容の概略

四 対象事業は、東大和市上北台一丁目地内の多摩都市モ

ノレール上北台駅付近を起点とし、西多摩郡瑞穂町大字箱根ヶ崎地内を終点とする約七・〇キロメートルの区間にモノレールを建設するものである。

五 環境に及ぼす影響の評価の結論の概要

事業者は、騒音・振動、土壌汚染、日影、電波障害、景観・史跡・文化財、自然との触れ合い活動の場及び廃棄物について評価を行い、その結論は別記のとおりである。

六 評価書案の縦覧

(一) 期間

令和五年十二月十四日から令和六年一月十八日まで。ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日並びに令和五年十二月二十九日、令和六年一月二日及び同月三日を除く。

なお、令和五年十二月二十九日から令和六年一月三日までの日は、縦覧期間の日数に算入しない。

(二) 時間

午前九時三十分から午後四時三十分まで

(三) 場所

- ア 東大和市市民環境部環境対策課  
東大和市中心三丁目九百三十番地
- イ 武蔵村山市環境部環境課  
武蔵村山市本町一丁目一番地の一
- ウ 瑞穂町住民部環境課  
西多摩郡瑞穂町大字箱根ヶ崎二千三百三十五番地
- エ 東京都環境局総務部環境政策課  
新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都庁第二本庁

舎十九階  
オ 東京都多摩環境事務所管理課  
立川市錦町四丁目六番三号 東京都立川合同庁舎

三階

七 都民の意見書の提出

(一) 提出方法

持参、郵送又は東京電子自治体共同運営サービスにより提供される電子申請サービス(以下「電子申請サービス」という。)

(二) 記載事項

ア 氏名及び住所(法人その他の団体にあつては、名称、代表者の氏名及び東京都の区域内に存する事務所又は事業所の所在地)

イ 対象事業の名称

ウ 環境の保全の見地からの意見

(三) 期限

令和六年二月二日

(四) 提出先

- ア 持参又は郵送  
東京都環境局総務部環境政策課  
郵便番号一六三一八〇〇一 新宿区西新宿二丁目八番一号
- イ 電子申請サービス  
入力先は、東京都環境局ホームページに掲載する。  
ホームページアドレス  
[https://www.kankyometro.tokyo.lg.jp/assessme nt/reading\\_guide/index.html](https://www.kankyometro.tokyo.lg.jp/assessme nt/reading_guide/index.html)

別記 (原文のまま記載)

環境に及ぼす影響の評価の結論

地域の概況並びに対象事業における行為及び要因を考慮し、選定した予測・評価項目について現況調査を実施し、対象事業の実施が環境に及ぼす影響について予測・評価を行いました。

環境に及ぼす影響の評価の結論は、表1(1)～(4)に示すとおりです。

表1(1) 環境に及ぼす影響の評価の結論

予測・評価項目	評価の結論
騒音・振動	<p>(1) 工事の施行中 1) 建設機械の稼働に伴う建設作業騒音 敷地境界上の予測地点における予測結果は 68dB～79dB であり、各工種とも評価の指標である「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」(以下、環境確保条例といいます) (平成12年12月22日条例第215号) に基づく報告基準を下回っており、評価の指標を満足します。</p> <p>2) 建設機械の稼働に伴う建設作業振動 敷地境界上の予測地点における予測結果は、37dB～70dB であり、各工種とも評価の指標である「環境確保条例」(平成12年12月22日条例第215号) に基づく報告基準と同等又は下回っており、評価の指標を満足します。</p> <p>(2) 工事の完了後 1) モノレベルの走行に伴う騒音 敷地境界 (計画線最寄りの軌道中心から 8.1m～22.8m 地点)、地上からの高さが 1.2m の地点で予測結果は、昼間 49dB～57dB 及び夜間 43dB～51dB であり、評価の指標である「在来鉄道の新設又は大規模改良に際しての騒音対策の指針について」(平成7年12月20日環大―第174号) における「新築に係る基準」を満足します。また、現況値 (モノレベル騒音の時間区分に合わせた沿道環境騒音調査結果) とモノレベル騒音の合成値を現況環境値と比較すると、同程度となっています。</p> <p>2) モノレベルの走行に伴う振動 敷地境界 (計画線最寄りの軌道中心から 8.1m～22.8m 地点) の予測結果は 43dB～49dB であり、評価の指標である「環境確保条例」(平成12年12月22日条例第215号) に基づく「日常生活等に係る振動の報告基準」を満足します。また、現況値 (沿道環境振動調査結果) とモノレベル振動の合成値を現況環境値と比較すると、V-4 地点を除いて同程度となっています。V-4 地点はモノレベルの走行に伴う振動により、現況環境値と比較してやや高くなっていますが、評価の指標を満足します。</p>

表1(2) 環境に及ぼす影響の評価の結論

予測・評価項目	評価の結論
土 壌 汚 染	事業区間周辺の一部の土地において土壌汚染のおそれがないものと判断できないものの、現時点では、事業用地未取得のため現地調査が実施できません。そのため、工事の施行に先立ち、「土壌汚染対策法」(平成14年5月29日法律第53号) 第4条及び「環境確保条例」(平成12年12月22日条例第215号) 第117条に基づき調査を実施し、その結果、土壌汚染のおそれがあると認められた場合には、「東京都土壌汚染対策指針」(平成31年3月18日告示第394号) 等に基づき、適切な措置を講じることとし、これらの結果を事後調査報告書で報告します。 以上のことから、評価の指標である「新たな地域に土壌汚染を拡散させないこと」を満足します。
日 影	<p>工事の完了後において、「建築基準法」(昭和25年5月24日法律第201号)、「東京都日影による中高層建築物の高さの制限に関する条例」(昭和53年7月14日条例第63号) の規制時間を大部分の区間で満足します。一方、規制時間を超える日影が駅舎部及び軌道部分の一部の区間で生じます。また、日影が生じることによる影響に特に配慮すべき施設等のうち、「ヒューマンライフケア武蔵の湯」及び「高水医院」の施設の一部では午後3時から午後4時にかけて、「ヒューマン・ケア武蔵村山」及び「三ツ木地区図書館」の施設の一部では午後2時から午後4時にかけて、「加藤塚跡地」では午前8時から午前9時にかけて日影が生じるものの、規制時間を超える日影は生じないと予測されます。</p> <p>なお、規制基準を越える日影が発生する区間については、「公共施設の設置に起因する日影により生ずる損害等に係る費用負担について」(昭和51年2月23日 建設省計用発第4号) を参考にし、関係者と協議の上対処します。</p>
電 波 障 害	<p>(1) モノレベル施設の設定による遮蔽障害及び反射障害 テレビ電波における地上デジタル放送の受信障害に関して、スカイツリーの遮蔽障害は、事業区間の上台北台駅からの起点付近急曲線部周辺、№.4 駅から瑞穂町の箱根ヶ崎アンテナマス部及び№.7 駅周辺の西側にかけて広域局で最大約 200m、県城局で最大約 1km の範囲で影響が生じると予測されます。青柳局の遮蔽障害は、事業区間の箱根ヶ崎アンテナマス部から№.7 駅周辺の東側にかけて最大約 800m の範囲で影響が生じると予測されます。衛星放送の受信障害に関して、遮蔽障害は、事業区間の北側、東側において、構造物端部から最大約 25m までの範囲で影響が生じると予測されます。</p> <p>また、地上デジタル放送及び衛星放送ともに、反射障害は、事業区間の構造物の高さや反射面の大きさ及び送信所との位置や高さの関係から、生じないものと予測されます。</p> <p>本事業による障害が明らかになった場合には、アンテナ設置位置の調整やケーブリングによる受信対策等の環境保全のための措置を実施します。</p> <p>なお、電波障害が生じると予測される地域以外において障害が生じた場合にも、速やかに調査を行い、本事業による障害であることが明らかになった場合には、同様の措置を実施します。</p> <p>これにより、受信障害の状態を解消できることから、評価の指標である「テレビ電波の受信障害を起さないこと」を満足します。</p>

表 1 (3) 環境に及ぼす影響の評価の結論

予測・評価項目	評価の結論
電 波 障 害	<p>(2) モノレベルの走行によるパルスノイズ障害及びフラッター障害 パルスノイズ障害については、「新幹線列車による電波雑音妨害とその評価実験」によると、アナログ放送において、電車が150 km/h程度の高速走行になるとパルスノイズが増加する場合があります。事業区間のモノレベルの設計最高速度は60 km/hと設定していること、デジタル放送は、アナログ放送に比べて雑音等の妨害に強い特性を持つことから、テレビ画質に影響を及ぼすほどの障害は生じにくいものと予測されます。</p> <p>フラッター障害の範囲は、本事業における遮蔽障害の予測では、「遮蔽高さ」をフラッター障害を引き起こすと考えられる「モノレベルの高さ」(約4 m)と同等としているため、フラッター障害は遮蔽障害の範囲内に収まるものと予測されます。</p> <p>これらの障害に関して、デジタル放送については、類似事例も少ないため、障害が生じた場合には、速やかに調査を行い、本事業による障害であることが明らかになった場合には、クーラブルテレビによる受信対策等の環境保全のための措置を実施します。</p> <p>これらにより、受信障害の状態を解消できることから、評価の指標である「テレビ電波の受信障害を起こさないこと」を満足します。</p>
景 観	<p>(1) 主要な景観の構成要素の改変の程度及びその改変による地域景観の特性の変化の程度 事業区間及びその周辺では商業系の土地利用が多く、その他の地域では住宅系の土地利用が多い状況にあります。その中で、モノレベル施設は事業区間周辺の商業施設や中層建築物等を大きく超える高さではないことから、市街化されている主要な景観の構成要素は大きく変化せず、また、周囲に圧迫感を与えるものではないと考えられます。</p> <p>加えて、駅舎については、周辺環境や地域景観と調和するようデザイン、色彩等に配慮するとともに、駅舎の形状や意匠等は、地域の景観づくりに寄与するよう配慮することから、評価の指標である「事業地周辺の歴史、文化、自然、地域性等に配慮すること」を満足します。</p> <p>(2) 代表的な眺望地点からの眺望の変化の程度 代表的な眺望地点からの眺望は、そのほとんどが新青梅街道を中心に広がる商業施設や戸建て、中高層の住宅等といった建物が立地しています。その中に新たな景観要素として軌道部、駅舎等のモノレベル施設が加わり、一部眺望の変化が認められるものの、ほとんどの区間でモノレベル施設は視界を遮るのではなく、周辺環境と調和した景観要素の一部となります。</p> <p>また、駅舎については、周辺環境や地城景観と調和するようデザイン、色彩等に配慮するとともに、駅舎の形状や意匠等は、地域の景観づくりに寄与するよう配慮します。さらに、モノレベル施設については周辺環境に調和するよう配慮する等、環境保全のための措置を実施します。これらことから、評価の指標である「事業地周辺の歴史、文化、自然、地域性等に配慮すること」を満足します。</p>

表 1 (4) 環境に及ぼす影響の評価の結論

予測・評価項目	評価の結論
史跡・文化財	<p>周知の文化財については、午前8時から午前9時にかけて日影が生じるものの、規制時間を超える日影は生じないことから、事業の実施に伴う日影の影響は生じないと予測されます。</p> <p>なお、事業区間に周知されている埋蔵文化財包蔵地は存在しません。新たに埋蔵文化財が確認された場合には、同法等に基づき遅滞なく関係機関と協議し、適切な保全に努めます。</p> <p>これらのことから、文化財に及ぼす影響は生じないため、評価の指標である「文化財保護法等に定められた保存に関する事項を遵守すること」を満足します。</p>
自然との触れ合い活動の場	<p>事業区間周辺には、公園等が点在しますが、直接的な改変はないことから、公園等への影響はないと考えられます。</p> <p>「東大和市ウオーキングマップ（郷土博物館編）」、「野山北公園自転車道」及び「武蔵村山市ウオーキングマップ（うきぎ桜並木コース）」、「いきいき花めぐりコース」、「むさしむらやま歴史散策コース（東コース）」と想定される主な工事用車両の走行ルートとの一部が重なることから、工事用車両の出入りが想定される事業地付近では、工事の施行に伴い、自然との触れ合い活動の場までの利用経路への影響が考えられます。</p> <p>そのため、工事用車両の出入口付近に交通誘導員を配置する等の措置を講じることで、歩行者や自転車の移動阻害を避け、通行空間を確保するほか、工事用車両の走行ルートと重なる散歩道では、歩車道分離は確保されていますが、工事用車両の制限速度を守る等、安全運転を徹底することとします。</p> <p>さらに、モノレベルの構造形式は高架構造であり、工事の完了後においては、散歩道及び散策路の機能は現状と変わらなないと考えられます。</p> <p>これらのことから、自然との触れ合い活動の場までの利用経路に著しい影響は生じないと予測され、評価の指標である「自然との触れ合い活動の場までの利用経路に著しい影響を及ぼさないこと」を満足します。</p>
廃 棄 物	<p>建設工事に伴い発生するアスファルト塊及び建設発生土については、再資源化率又は有効利用率を99%以上とすることから、「東京都建設リサイクル推進計画」（令和4年4月 東京都都市整備局）に定める東京都関連工事の目標値を達成します。</p> <p>フランスチップ、ガラス、クーラブル等の建設廃棄物については、関係法令を遵守し、適正に処理します。</p> <p>建設混合廃棄物について、「東京都建設リサイクル推進計画」（令和4年4月 東京都都市整備局）に定める東京都関連工事の目標値を達成するよう再資源化等を行うとともに、関係法令を遵守し、適正に処理します。再資源化が困難な建設廃棄物及び有効利用が困難な建設発生土については、関係法令を遵守し、適正に処理します。</p> <p>これらのことから、評価の指標である「廃棄物の処理及び清掃に関する法律等に定める事業者の責務」を満足します。</p>

## ●東京都告示第千二百五十三号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第二条の規定により、救急業務に関し協力する旨の申出に基づき認定した病院及び診療所並びに同申出が撤回された病院を別表のとおり告示する。

令和五年十二月十四日

東京都知事 小 池 百合子

## 別表

(1) 救急業務に関し協力する旨の申出に基づき認定した病院及び診療所

名 称	所 在 地	認 定 期 間
木挽町医院	中央区銀座4-11-4	令和5年12月15日から令和8年12月14日まで
医療法人社団広恵会春山記念病院	新宿区百人町1-24-5	同日
日本医科大学付属病院	文京区千駄木1-1-5	同日
東京医科歯科大学病院	同区湯島1-5-45	同日
同愛記念病院	墨田区横網2-1-11	同日
公益財団法人がん研究会有明病院	江東区有明3-8-31	同日
社会医療法人社団東京巨樹の会東京品川病院	品川区東大井6-3-22	同日
国家公務員共済組合連合会東京共済病院	目黒区中目黒2-3-8	同日
医療法人財団日扇会第一病院	同区中根2-10-20	同日
医療法人社団七仁会田園調布中央病院	大田区田園調布2-43-1	同日
医療法人横浜未来ヘルスケアシステム奥沢病院	世田谷区奥沢2-11-11	同日
岡本病院	豊島区東池袋2-5-5	同日
医療法人社団ENEXT池袋西口病院	同区西池袋3-2-16	同日
医療法人社団中央白報会白報会王子病院	北区王子2-14-13	同日
医療法人社団博栄会浮間中央病院	同区赤羽北2-21-19	同日
医療法人社団藤寿会佐藤病院	荒川区西尾久5-7-1	同日
社会医療法人社団正志会令和あらかわ病院	同区東尾久5-45-1	同日
医療法人社団和好会金子病院	板橋区南常盤台1-15-14	同日
医療法人社団慈誠会浮間舟渡病院	同区舟渡1-17-1	同日
医療法人社団慈誠会慈誠会・練馬高野台病院	練馬区高野台3-8-8	同日
医療法人社団心和会足立共済病院	足立区柳原1-36-8	同日

名 称	所 在 地	認 定 期 間
医療法人財団健和会柳原病院	足立区千住曙町35-1	同日
社会医療法人社団医善会いずみ記念病院	同区本木1-3-7	同日
医療法人社団日岩会下井病院	同区綾瀬3-28-8	同日
医療法人社団福寿会福寿会舎人病院	同区谷在家1-8-14	同日
医療法人社団福寿会福寿会病院	同区梅田7-18-12	同日
医療法人社団玲瓏会金町中央病院	葛飾区金町1-9-1	同日
医療法人社団晃山会松江病院	江戸川区松江2-6-15	同日
医療法人財団岩井医療財団岩井整形外科病院	同区南小岩8-17-2	同日
医療法人社団城東桐和会タムス瑞江病院	同区南篠崎町3-25-13	同日
医療法人社団清智会清智会記念病院	八王子市子安町3-24-15	同日
医療法人社団慶泉会町田慶泉病院	町田市南町田2-1-47	同日
ふれあい町田ホスピタル	同市小山ケ丘1-3-8	同日
市立青梅総合医療センター	青梅市東青梅4-16-5	同日
公立福生病院	福生市加美平1-6-1	同日
医療法人社団厚潤会花輪病院	日野市日野本町3-14-15	同日
国家公務員共済組合連合会立川病院	立川市錦町4-2-22	同日
医療法人徳洲会東京西徳洲会病院	昭島市松原町3-1-1	同日

## (2) 救急業務に関し協力する旨の申出を撤回した病院

名 称	所 在 地	撤 回 年 月 日
東京医科歯科大学病院	文京区湯島1-5-45	令和5年12月14日
青梅市立総合病院	青梅市東青梅4-16-5	同日

●東京都告示第千二百五十四号  
 肥料の品質の確保等に関する法律（昭和二十五年法律第百二十七号）第七条第一項の規定に基づき、次のように肥料を登録したので、同法第十六条第一項の規定に基づき告示する。

令和五年十二月十四日

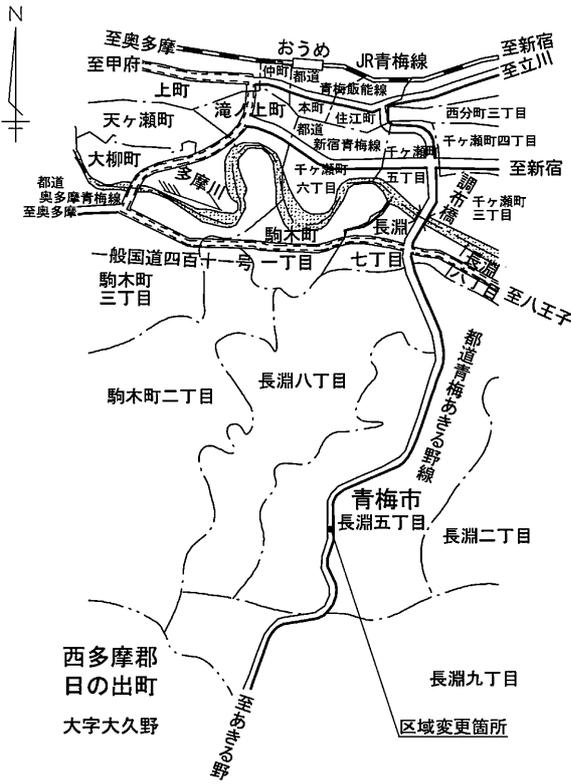
東京都知事 小 池 百合子

登録番号	有効期限	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量（％）	その他の規格	生産業者の名称及び住所
東京都第九七二号	令和十一年八月七日	配合肥料	B M 七八三	窒素全量 七・〇 りん酸全量 八・〇 く溶性加里 三・〇 水溶性加里 二・五	公定規格のとおり	東京レングリング協同組合 墨田区東墨田一丁目九番一号
東京都第九七一号	令和十一年八月七日	配合肥料	B M 六七五	窒素全量 六・〇 りん酸全量 七・〇 く溶性加里 五・〇 水溶性加里 四・〇	公定規格のとおり	東京レングリング協同組合 墨田区東墨田一丁目九番一号
東京都第九七三号	令和十一年八月七日	配合肥料	G L 六七五	窒素全量 六・〇 りん酸全量 七・〇 く溶性加里 五・〇 水溶性加里 四・〇	公定規格のとおり	東京レングリング協同組合 墨田区東墨田一丁目九番一号

●東京都告示第千二百五十五号  
 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項  
 の規定により、都道の区域を次のように変更する。

別図

都道青梅あきる野線区域変更略図  
 青梅市長淵五丁目地内

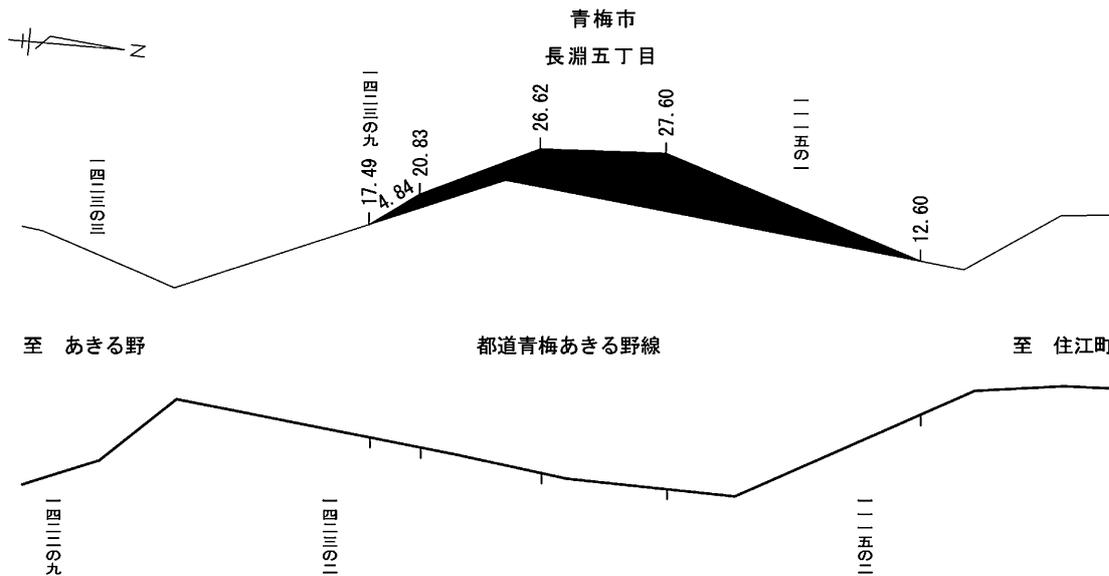


延長 四四・三三メートル  
 面積 一〇七・八七平方メートル



その関係図面は、令和五年十二月十四日から起算して二  
 週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。  
 令和五年十二月十四日  
 東京都知事 小池百合子

- 一 路線名 青梅あきる野
- 二 変更の区間 青梅市長淵五丁目千百十五番一地内から同所千四百二十三番九地内まで
- 三 変更の概要 別図表示のとおり



告示(交)

●交通局告示第三号

昭和四十年交通局告示第十四号(東京都交通事業の料金徴収事務の委任)の一部を次のように改正し、令和五年十二月十五日から実施する。

令和五年十二月十四日

東京都交通局長 久 我 英 男

表小田急電鉄株式会社の項中「新宿区西新宿一丁目八番三号」を「神奈川県海老名市めぐみ町二番二号」に改め、同表公益財団法人 東京観光財団の項の次に次のように加える。

Table with 2 columns: 渋谷区代官山町十番 各種記念乗車券の運賃 (RYDE株式会社)

公 告

都市計画の案について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、東京都市計画都市高速鉄道に係る都市計画の案を次のように公告する。

なお、関係市町の住民及び利害関係人は、縦覧期間中東京都に対して意見書を提出することができる。

令和五年十二月十四日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 都市計画の種類 都市計画を定める土地の区域
立川都市計画都 市高速鉄道

都市モノレール第一号線 追加する部分

- 二 縦覧場所 東大和市上北台一丁目、芋窪五丁目、芋窪六丁目、武蔵村山市緑が丘、神明一丁目、神明三丁目、神明四丁目、中央一丁目、中央二丁目、本町一丁目、本町二丁目、三ツ藤一丁目、三ツ木一丁目、三ツ木二丁目、岸一丁目、中原三丁目及び西多摩郡瑞穂町大字殿ヶ谷字榎内川添各地内

- 三 縦覧期間 公告の日から二週間
四 意見書の提出先 新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都都市整備局都市づくり政策部 都市計画課

都市計画の案について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第十七条第一項の規定により、東京都市計画都市高速鉄道に係る都市計画の案を次のように公告する。

なお、関係市町の住民及び利害関係人は、縦覧期間中東京都に対して意見書を提出することができる。

令和五年十二月十四日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 都市計画の種類 都市計画を定める土地の区域
福生都市計画都 市高速鉄道
都市モノレール 追加する部分
西多摩郡瑞穂町大字殿ヶ谷字榎内

川添、字砂前川添、大字石畑字砂前、字二本榎、大字武蔵、大字箱根ヶ崎字日光海道西、字狭山及び字加藤塚各地内

- 二 縦覧場所 東京都都市整備局都市づくり政策部 都市計画課(東京都庁第二本庁舎十二階北側)及び瑞穂町役場
三 縦覧期間 公告の日から二週間
四 意見書の提出先 新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都都市整備局都市づくり政策部 都市計画課

都市計画の案について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、立川都市計画道路に係る都市計画の案を次のように公告する。

なお、関係市町の住民及び利害関係人は、縦覧期間中東京都に対して意見書を提出することができる。

令和五年十二月十四日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 都市計画の種類 都市計画を定める土地の区域
立川都市計画道路

追加する部分

三・二・四号 新青梅街道線

東大和市芋窪六丁目、武蔵村山市緑が丘、学園二丁目、神明一丁目、本町一丁目、三ツ木一丁目、三ツ藤三丁目、中原一丁目及び岸一丁目各地内

- 追加する部分
九・六・一号 多摩南北線
東大和市上北台一丁目、芋窪五丁

目、芋窪六丁目、武蔵村山市緑が丘、神明一丁目、神明三丁目、神明四丁目、中央一丁目、中央二丁目、本町一丁目、本町二丁目、三ツ藤一丁目、三ツ木一丁目、三ツ木二丁目、岸一丁目、中原三丁目及び西多摩郡瑞穂町大字殿ヶ谷字榎内川添各地内

二 縦覧場所  
東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課(東京都庁第二本庁舎十二階北側)、東大和市役所、武蔵村山市役所及び瑞穂町役場

三 縦覧期間  
公告の日から二週間

四 意見書の提出先  
新宿区西新宿二丁目八番一号  
東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課

都市計画の案について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、福生都市計画道路に係る都市計画の案を次のように公告する。

なお、関係町の住民及び利害関係人は、縦覧期間中東京都に対して意見書を提出することができる。

令和五年十二月十四日

東京都知事 小 池 百合子

一 都市計画の種類  
福生都市計画道路

三・四・四号 追加する部分  
新青梅街道線  
西多摩郡瑞穂町大字武蔵、大字石畑字二本榎、大字箱根ヶ崎字狭山及び字日光海道西各地内

三・四・十号 追加する部分  
東京環状線  
西多摩郡瑞穂町大字箱根ヶ崎字狭山、字加藤塚及び字日光海道西各地内

九・六・一号 追加する部分  
多摩南北線  
西多摩郡瑞穂町大字殿ヶ谷字榎内川添、字砂前川添、大字石畑字砂前、字二本榎、大字武蔵、大字箱根ヶ崎字日光海道西、字狭山及び字加藤塚各地内

二 縦覧場所  
東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課(東京都庁第二本庁舎十二階北側)及び瑞穂町役場

三 縦覧期間  
公告の日から二週間

四 意見書の提出先  
新宿区西新宿二丁目八番一号  
東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課

発行 東京都  
東京都新宿区西新宿二丁目八番一号  
電話 〇三(五三三二)一一一一(代)  
郵便番号 163-8001  
定価 本号 三〇円  
一箇月 六、六〇〇円  
(郵送料を含む)  
印刷所 勝美印刷株式会社  
東京都文京区白山一丁目十三番七号  
電話 〇三(三八二)五二〇一(代)  
郵便番号 113-0001

